

院内掲示の必要な手術件数

(令和7年1月1日から令和7年12月31日)

・区分1に分類される手術

		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術 等	58
イ	黄斑下手術 等	111
ウ	鼓室形成手術 等	51
工	肺悪性腫瘍手術 等	27
才	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

・区分2に分類される手術

		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術 等	58
イ	水頭症手術 等	66
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術 等	0
工	尿道形成手術 等	14
才	角膜移植術	0
力	肝切除術 等	7
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術 等	8

・区分3に分類される手術

		手術の件数
ア	上顎骨形成術 等	121
イ	上顎骨悪性腫瘍手術 等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
工	母指化手術 等	0
才	内反足手術 等	0
力	食道切除再建術 等	0
キ	同種死体腎移植術 等	0

・区分4に分類される手術の件数

胸腔鏡及び腹腔鏡を用いる手術	477
----------------	-----

・その他の区分に分類される手術

		手術の件数
人工関節置換術		309
乳児外科施設基準対象手術		0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		49
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。) 及び 体外循環を要する手術		3
経皮的冠動脈形成術		
1.急性心筋梗塞に対するもの		25
2.不安定狭心症に対するもの		35
3.その他のもの		100
経皮的冠動脈粥疊切除術		0
経皮的冠動脈ステント留置術		
1.急性心筋梗塞に対するもの		24
2.不安定狭心症に対するもの		30
3.その他のもの		63

・大腿骨近位端骨折後48時間以内に実施した手術

		手術の件数
人工骨頭挿入術（股）		15
骨折観血的手術（大腿）		16